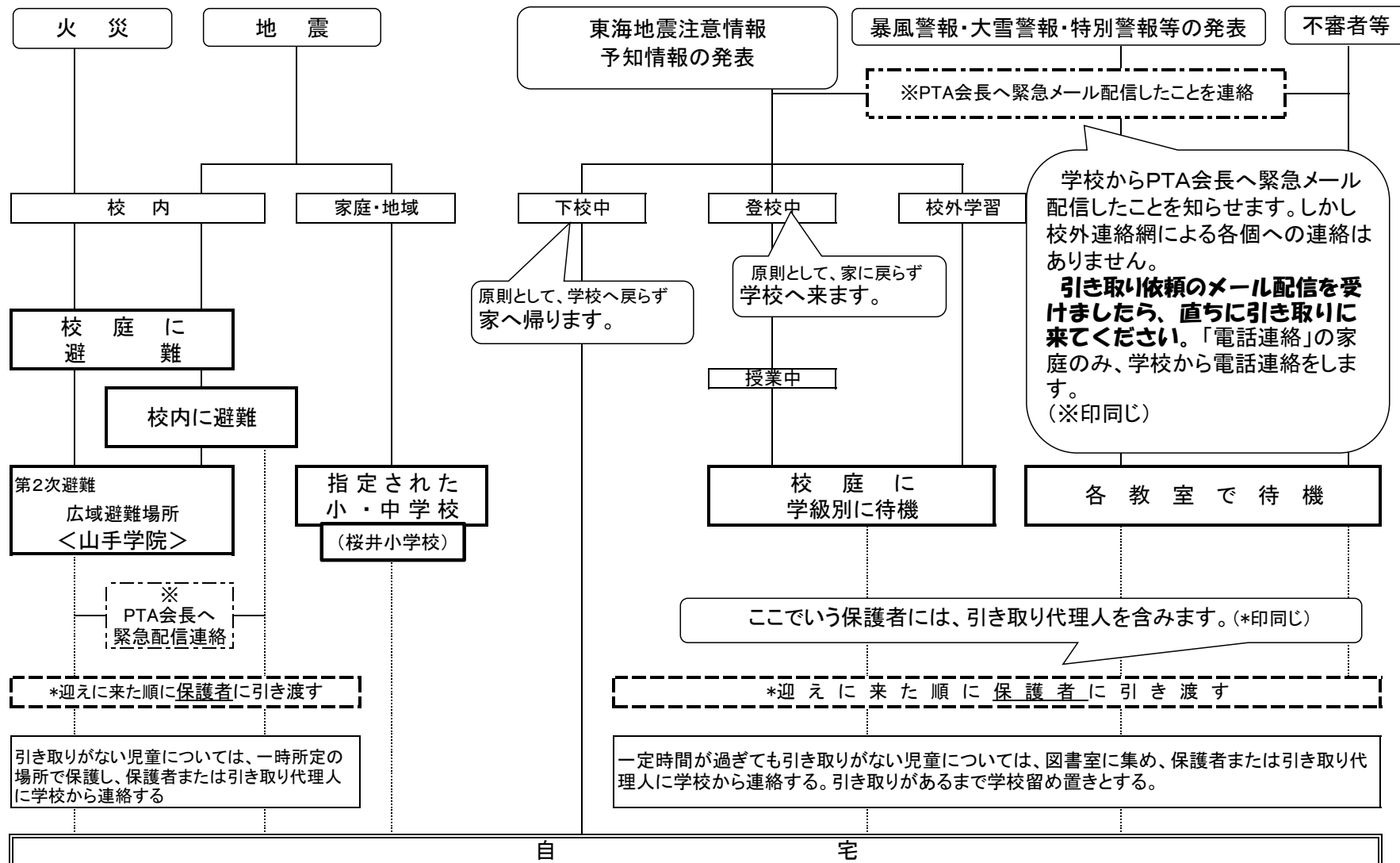


# 緊急時における児童の避難方法

◎このプリントは1年間使用しますので、見やすい場所に掲示しておいてください。



- ◎横浜市 (神奈川県全域または神奈川県東部) に「暴風警報」(これに大雨・洪水警報等を伴うものを含む)、「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」が午前6時の段階で発表継続中の場合は、児童の安全確保のため、臨時休業とします。原則として、学校から連絡はしません。この場合、全市一斉に給食は中止されます。
- ◎東海地震注意情報・予知情報(警戒宣言発令)は、テレビ・ラジオ等の緊急放送で発令されますので、お聞きになりましたら直ちに、学校へお子さまを引き取りに来てください。
- ◎横浜市では、大震災時の避難場所に市立の小・中学校を指定しています。桜井小学校学区の地域の避難指定校は、全て桜井小学校です。
- ◎横浜市内で震度5強以上の地震が1か所でも発生した場合、原則として当日及び翌日は休校とします。
- ◎メール配信等により「緊急引き取り」の連絡を受けましたら、直ちに、桜井小学校へお子さまを引き取りに来てください。

緊急時の児童の避難方法は、場合を問わず「保護者(代理人を含む)引き取り」とします。一斉下校や集団下校は行いません。  
 ※代理人は、児童調査票にご記入いただいた「緊急時引き取り人」のみとします。

児童の安全を最優先とし、警戒宣言の発令・暴風警報や大雪警報の発表、火災、地震、不審者情報など、どの場合も保護者(代理を含む)に迎えに来ていただく「引き取り」の方法とします。保護者の代理人は、児童調査票に記入されている方のみとし、それ以外の方へは引き渡しません。なお、代理人への連絡は保護者がおこなってください。

原則として、「引き渡しは学級ごと」に行います。また、キッズクラブを代理人にすることはできません。

引き渡しは、安全確実に行うため、学級ごとに保護者あるいは代理人を確認しながら行います。多少時間がかかりますが、ご協力をお願いします。また、引き渡しを円滑に行うために、校内を一方通行にします。

一定時間が過ぎても引き取りがない場合は学校から連絡し、保護者(代理人を含む)が引き取りに来るまで、学校に留め置きます。

引き取り時の校内は一方通行にします。

## 令和5年度 教室配置図

桜井小学校の電話番号は

045-893-0140

